

一般社団法人全日本ろう者空手道連盟

強化指定選手規程

(目的)

第1条 デフリンピック競技大会、世界ろう者空手道選手権大会、アジア太平洋ろう者競技大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手合宿への参加、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、限られた体制の中でより良いコーチングとケアができるチームづくりを目指すことを目的とする。

(対象)

第2条 対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人全日本ろう者空手道連盟（以下「当連盟」という）会員であること。
- (2) 一般財団法人全日本ろうあ連盟会員であること。（中学生以下は対象外）
- (3) 公益財団法人全日本空手道連盟（以下「全空連」という。）が主催する大会および全空連加盟団体が主催する大会に出場し、良好な成績を収めた者であること、または国際空手道連盟等が主催する大会、デフリンピック競技大会、世界ろう者空手道選手権大会、アジア太平洋ろう者競技大会において良好な成績を収めた者であること。
- (4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本代表選手としてふさわしい人格及び品位を有すること

(強化指定選手の決定)

第3条 次の項目により強化指定選手の決定を行う。

(1) 強化指定選手の決定

- ① 強化指定を希望する者は、第2条第3号に定める要件を満たすことを証する資料を添付した当連盟所定の申請書を、強化委員会に提出しなければならない。
- ② 強化委員長は、前号の申請内容及び資格要件の充足状況を確認した上で、その結果を理事会に報告するものとする。
- ③ 強化委員長は、強化指定選手として適当と認める者について、強化合宿への参加を求め、合宿における競技力、行動及び適性等を確認した上で、理事会に推薦することができる。
- ④ 強化指定選手は、前各号の報告又は推薦を踏まえ、理事会の決議により決定する。

(2) 強化指定選手の追加

第2条第3号に掲げる大会その他これに準ずる大会において優秀な成績を収めた選手については、本人による申請又は強化委員長による推薦に基づき、前号に定める手続により強化指定選手として追加指定することができる。

(3) 強化指定選手の取り消し

- ① 強化指定選手が第4条に定める遵守事項に違反した場合その他強化指定選手として不適当と認められる場合には、強化委員長はその旨を理事会に報告するものとする。
- ② 前項の場合において、理事会は、当該強化指定選手に弁明の機会を付与した上で、強化指定の取消しを決定することができる。

(強化指定選手の遵守事項)

第4条 強化指定選手は、下記のことを遵守しなければならない。

- (1) 法令、当連盟の各種規程、行動規範、ドーピング防止規程の遵守および誓約書の提出
- (2) 指定された強化合宿、大会および行事への参加
- (3) 強化合宿、大会その他の強化活動終了後、所定の様式による活動報告書の提出
- (4) 健康状態の適切な管理および報告
- (5) 当連盟主催事業への協力
- (6) 肖像権および広報活動への協力
- (7) スポンサー契約その他商業活動を行う場合は、事前に当連盟へ届け出ることの報告および承認取得
- (8) メディア対応および講演活動への協力
- (9) 暴力、暴言、ハラスメントその他選手や指導者およびスタッフの人格及び尊厳を侵害する行為を行わないこと

(費用負担)

第5条 合宿参加や国際大会出場にかかる費用は、原則個人負担とする。

- (1) 強化指定選手は、別途定める登録費を納付しなければならない。
- (2) 登録費の金額及び納付方法は、強化委員会の提案に基づき、理事会が定める。
- (3) 寄付や助成があるときは、理事会の決定に基づき、全部又は一部を補助することができる。

附 則

本規程は2021年4月1日から施行する。

- (1) 一部微修正 2025年1月15日(法人名変更による)
- (2) 一部改定 2026年5月18日